

出産・子育て応援給付金のご案内

町ではすべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を通じて身近な相談に応じるとともに、出産子育てを応援するため、給付金を支給します。

給付金	出産応援給付金 妊娠届出時の申請	子育て応援給付金 新生児全戸訪問時の申請
面談・給付の対象者	妊婦	新生児の養育者 新生児の母又は一緒に面談した父等
給付額	5万円	5万円 新生児1人あたり
申請方法	<ul style="list-style-type: none">・窓口で妊娠届出時に保健師と面談を行い、申請します・振込先が確認できる通帳又はキャッシュカードをご持参ください	<ul style="list-style-type: none">・出産後、保健師がご自宅を訪問し面談します。その場で申請します（郵送可）。
面談内容	<ul style="list-style-type: none">・アンケート・妊娠期の過ごし方やサービス等を確認・出産応援給付金の案内及び申請書記入	<ul style="list-style-type: none">・アンケート・サービス等の紹介・子育て応援給付金の案内及び申請書記入
給付時期	申請受付後、1か月以内に振り込みます。	申請受付後、1か月以内に振り込みます。

給付までの流れは裏面をご覧ください

給付までの流れ

妊娠期	妊娠届出時	<ul style="list-style-type: none">・妊娠届出のため、これまでと同じく町民課健康推進係窓口へ・保健師が妊婦と面談します・出産応援給付金の申請を受付します ※給付金の支給にはアンケートと妊婦との面談が必要になりますので、妊婦以外が窓口に来た場合は、後日面談が必要になります。
	1か月以内	<ul style="list-style-type: none">・給付金が振り込まれます
	妊娠6か月以降	<ul style="list-style-type: none">・アンケートを送付します。
	妊娠8か月	<ul style="list-style-type: none">・アンケートで面談を希望された場合は保健師から電話連絡します。

出産後	出生届出から2週間頃	<ul style="list-style-type: none">・出生届出後に保健師から家庭訪問の日程調整のため、連絡します。
	生後1か月頃	<ul style="list-style-type: none">・保健師が自宅を訪問し、新生児の母と面談します。・子育て応援給付金の申請書とアンケートの記入をお願いします。（本人確認書類と口座が確認できれば受付）・申請書は郵送可（申請書に本人確認書類と口座確認書類を添付）
	1か月以内	<ul style="list-style-type: none">・給付金が振り込まれます

給付金概要は表面をご覧ください